

伊勢原市公共施設利用予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、伊勢原市公共施設利用予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、伊勢原市（以下「市」といいます。）が設置する公共施設の使用申込み等手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約への同意)

第2条 本システムを利用して施設の使用申込み等手続を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由により、この規約に同意することができない場合は、本システムを御利用いただくことはできません。

(用語の定義)

第3条 この規約において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 施設 本システムにより使用申込み等手続を行う対象となる施設として別表に掲げるものをいいます。
- (2) 指定管理者 地方自治法第244条の2第3項の規定により施設の管理を行わせるものとして市が指定したものをいいます。
- (3) 利用者 本システムのサービスを受ける個人又は団体をいいます。
- (4) 利用者カード 利用者に発行される公共施設利用予約システム利用者カードをいいます。
- (5) カード番号 利用者カードに記載された、利用者カードを一意に識別する番号をいいます。
- (6) パスワード 本システムの利用に当たり、本人を認証するために用いるパスワードをいいます。
- (7) コールセンター 利用者からの本システム利用上の問い合わせの受付及び回答を行う機関をいいます。
- (8) 使用申込み等手続 使用の申込み、取消等をいいます。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、使用する施設の窓口へ本人（団体の場合は代表者又は連絡者本人）を確認できる書類等（運転免許証、保険証、学生証、個人番号カード、住民基本台帳カードなど）を提示の上、伊勢原市公共施設利用予約システム利用者登録申請書（以下「利用者登録申請書」といいます。）を提出するものとします。

(利用者カードの発行等)

第5条 市又は指定管理者は、概ね1週間以内に施設の窓口において、前条により提出のあった利用者登録申請書の申請内容について確認を行い、利用者カード及び公共施設利用予約システム利用者登録書（以下「利用者登録書」といいます。）を発行するとともに、利用者登録申請書の申請内容及びカード番号を本システムに登録します。

2 利用者は、利用者カード及び利用者登録書を次により取り扱うものとします。

- (1)利用者は、利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定欄に署名（団体の場合は団体名を記入）してください。
- (2)利用者は、利用者カード及び利用者登録書を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に管理し、使用してください。
- (3)利用者は、施設を使用するときは必ず利用者カードを窓口に提示してください。
- (4)利用者カードは、登録した個人又は団体以外は使用できません。また、利用者カードは、他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

（カード番号並びにパスワードの利用及び管理）

第6条 利用者は、本システムの利用にあたっては、カード番号及びパスワードを本システムに入力することにより、使用申込み等を行うことができます。

2 本システムを利用するためのカード番号及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して、利用者の責任において厳重に管理してください。

- (1)カード番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2)パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。
- (3)他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。施設及びコールセンターからパスワードを電話等でお問い合わせすることはありません。
- (4)パスワードを忘失した場合は、施設窓口にて伊勢原市公共施設利用予約システムログインパスワード再発行申請書（第1号様式）を提出し、仮パスワード再発行手続きを行ってください。メールアドレスが登録されている場合は本システムから問い合わせることもできます。

3 市及び指定管理者は、カード番号及びパスワードにより行われた使用申込み等手続きについては、本人により行われたものとみなします。

（利用者カードの紛失又は盗難）

第7条 利用者は、利用者カード及び利用者登録書の紛失又は盗難があった場合は、直ちにその旨を利用施設に連絡するものとします。

（利用者カードの再発行）

第8条 利用者カードは、再発行しないものとします。

2 利用者は、利用者カードを紛失し、又は著しくき損した場合は、新たに利用者登録の申請を行い利用者カードの発行を受けるものとします。

（利用者登録の変更）

第9条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく施設の窓口に変更内容が確認できる書類等（運転免許証、保険証、学生証、個人番号カード、住民基本台帳カードなど）を提示の上、利用者カード及び利用者登録申請書を提出するものとします。

（利用者登録の期間）

第10条 利用者登録の申請がされ、市又は指定管理者が本システムに登録した日を登録日とし、登録

日から5年間を登録期間とします。

2 本システムの利用が5年間ない場合は、利用者登録を削除します。

(利用者登録の抹消)

第11条 利用者は、利用者登録の削除を希望するときは、施設の窓口利用者登録申請書により申し出るとともに、利用者カードを返却するものとします。利用者から削除の申出があったときは、市又は指定管理者は利用者登録を抹消します。

2 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

- (1) 利用者が虚偽の申請をした場合
- (2) 利用者が施設の管理に関する法規等又はこの規約に重大な違反をした場合
- (3) 利用者の所在が不明かつ連絡不能と認めた場合
- (4) その他利用者として不適当と認めた場合

(利用方法)

第12条 本システムによる使用申込み等手続の具体的な方法については、市が別に定めるものとします。

(利用時間)

第13条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。

- (1) 使用申込み等手続 原則として24時間（ただし、抽選申込みや予約申込みの受付開始初日は5時から。）
 - (2) 空き状況の照会 原則として24時間
- ただし、緊急の保守・点検を行う場合、本システムの一部又は全部を停止することがあります。本システムを停止する場合は、本システムのトップページ(<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Portal/Web/>)で事前にお知らせしますが、市が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用上の問い合わせ先)

第14条 本システムの利用上の問い合わせは、コールセンターにおいて次のとおり対応します。

- (1) 電話による対応 9時から17時まで
ナビダイヤル 0570-073-489
(ナビダイヤルが利用できない場合は、電話番号097-513-3386)
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く平日のみの対応とします。
- (2) Webフォームによる対応 原則として24時間受付
本システムのトップページ (<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Portal/Web/>) からリンクしていただきます。ただし、回答については、第1号の対応日時と同様とします。

(利用環境)

第15条 本システムは、次の機器で利用することができます。

- (1) インターネットに接続できる電子計算機
- (2) 施設の窓口に設置するタッチパネル式窓口端末

(3) スマートフォン (Android5.x 以降又は iOS5.x 以降を搭載したスマートフォン等)

2 本システムの推奨環境は、本システムのトップページ

(<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Portal/Web/Suisho.htm>) で確認が可能です。

(抽選申込み件数の上限)

第16条 利用者が1箇月に抽選申込みできる件数は、使用する施設が定める件数を上限とします。

(予約取消の受付期限)

第17条 本システムでは、利用者からの予約取消ができる受付期限を設けています。

2 利用者は、前項の受付期限を過ぎて予約取消を行おうとする場合は、使用する施設にその旨を申し出ることとします。

3 市及び指定管理者は、前項の場合及び利用者が予約取消を行わずに施設を使用しなかった場合は、本システムの利用を制限することがあります。

(障害時の措置)

第18条 本システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかにコールセンターに連絡してください。

(禁止事項)

第19条 本システムの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。

(1) 本システムを使用申込み等手続及び空き状況の照会以外の目的で利用すること。

(2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。

(3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。

(5) 他人のカード番号及びパスワードを不正に使用すること。

(6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第20条 市は、本システムに対し、前条のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第21条 市及び指定管理者は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 市は、本システムの停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

(著作権)

第22条 本システムに含まれているプログラムその他著作物に関する著作権は、日本国の著作権法に

よって保護されています。本システムに含まれているプログラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

(本システムへのリンク)

第23条 本システムへのリンクは、本システムのトップページ

(<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Isehara/Web/>) に設定してください。この場合、フレーム内に取り込む形でリンクは御遠慮ください。

なお、ページの構成変更等によりリンクがとぎれることがあります。

(個人情報の保護)

第24条 市及び指定管理者は、利用者の個人情報を本来の目的以外に利用又は提供せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

(準拠法及び管轄)

第25条 この規約は、日本国法に準拠するものとします。

2 本システムの利用又はこの規約に関して利用者と市の間に生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所小田原支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第26条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附則

この規約は、平成18年10月1日から施行します。

この規約は、平成22年4月1日から施行します。

この規約は、平成25年3月1日から施行します。

この規約は、平成26年3月1日から施行します。

この規約は、平成27年4月1日から施行します。

この規約は、平成27年6月5日から施行します。

この規約は、平成28年1月1日から施行します。

この規約は、平成29年4月1日から施行します。

この規約は、平成30年6月26日から施行します。

この規約は、平成31年1月1日から施行します。

この規約は、平成31年4月1日から施行します。

この規約は、令和3年4月1日から施行します。

この規約は、令和4年2月1日から施行します。

別表（第3条関係）

施 設 名	位 置
伊勢原市立中央公民館	伊勢原市東大竹一丁目2番地の1
伊勢原市立大山公民館	伊勢原市大山303番地の1
伊勢原市立高部屋公民館	伊勢原市西富岡1143番地の1
伊勢原市立比々多公民館	伊勢原市坪ノ内307番地
伊勢原市立成瀬公民館	伊勢原市高森1840番地の2
伊勢原市立大田公民館	伊勢原市下谷1474番地の1
伊勢原市立伊勢原南公民館	伊勢原市東大竹854番地
伊勢原市行政センター体育館	伊勢原市田中316番地の1
伊勢原市行政センター弓道場	伊勢原市田中316番地の1
伊勢原市民文化会館	伊勢原市田中348番地
伊勢原市立武道館	伊勢原市伊勢原三丁目17番30号
伊勢原市体育館	伊勢原市西富岡320番地
いせはらサンシャインスタジアム	伊勢原市西富岡320番地
チャンピオンすずかわ野球場	伊勢原市鈴川33番地
市ノ坪公園テニスコート	伊勢原市鈴川8番地
チャンピオンすずかわテニスコート	伊勢原市鈴川33番地
東富岡公園テニスコート	伊勢原市東富岡998番地の5
伊勢原市総合運動公園自由広場	伊勢原市西富岡320番地
市ノ坪公園自由広場	伊勢原市鈴川8番地
コミュニティ防災センター	伊勢原市下谷1491番地
伊勢原市立伊勢原小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市伊勢原四丁目1番1号
伊勢原市立大山小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市大山209番地
伊勢原市立高部屋小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市西富岡1090番地の1
伊勢原市立比々多小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市神戸521番地の1
伊勢原市立成瀬小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市高森1481番地の3
伊勢原市立大田小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市下谷1471番地の1
伊勢原市立桜台小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市桜台四丁目16番1号
伊勢原市立緑台小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市高森482番地
伊勢原市立竹園小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市岡崎6611番地の1
伊勢原市立石田小学校屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場夜間照明設備	伊勢原市石田1168番地の1
伊勢原市立山王中学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市上粕屋804番地の2
伊勢原市立成瀬中学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市高森二丁目22番1号
伊勢原市立伊勢原中学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市桜台四丁目2番1号
伊勢原市立中沢中学校屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場夜間照明設備	伊勢原市下糟屋231番地の1
伊勢原市立石田小学校特別教室	伊勢原市石田1168番地の1

施 設 名	位 置
伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場	伊勢原市神戸 8 番地 1
伊勢原市こどもスポーツ広場	伊勢原市神戸 1 2 0 番地
伊勢原市大田すこやかスポーツ広場	伊勢原市下谷 1 4 7 5 番地の 1